

26水推第664号  
平成26年10月16日

都道府県知事 殿

水産庁長官

### 内水面漁業の振興に関する法律の施行について

この度、内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号。以下「法」という。）が第186回国会において成立し、平成26年6月27日に公布され、指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出並びに罰則の規定を除き同日施行された。

また、同年10月1日に内水面漁業の振興に関する法律の一部の施行期日を定める政令（平成26年政令第323号）及び内水面漁業の振興に関する法律施行令（平成26年政令第324号）が公布され、同年11月1日付けで法の全ての規定が施行されるところである。

ついては、法の規定について、その趣旨等を別紙のとおり整理したので、御留意の上、法の運用が適切に行われるよう、格段の御配慮をお願いする。

なお、法第28条第1項に規定する届出養殖業としてうなぎ養殖業が定められたことに伴い、うなぎ養殖業の届出事務の具体的処理については、「うなぎ養殖業の届出に関する取扱要領」を別途通知するので、申し添える。

(別紙)

## 第1 法制定の趣旨

我が国の内水面漁業は、アユ、ワカサギ、ウナギ、コイ等、和食文化と密接に関わる水産物を供給する機能のほか、内水面漁業者による水産動植物の増殖や漁場環境の保全・管理を通じて釣りや自然体験活動といった自然と親しむ機会を提供する等の多面的機能を発揮し、豊かで潤いのある国民生活の形成に大きく寄与している。

しかしながら、河川等における内水面水産資源の生息環境の変化、オオクチバス等の特定外来生物やカワウ等の鳥獣による内水面水産資源の被害等により、内水面漁業の漁獲量は、昭和53年の13万8千トンをピークに、平成24年には3万4千トンまで減少し、加えて漁業従事者の減少やその高齢化も進行し、内水面漁業の有する水産物の安定的な供給の機能や多面的機能の発揮に支障を来すことが懸念される状況にある。

とりわけ、ニホンウナギのように、資源量の減少が危惧され、内水面水産資源の持続的な利用の確保等のため、従来規制のなかった養殖業の形態にまで実効的な資源管理のための措置を講ずる必要性が生じているものもある。

法は、このような状況を踏まえ、内水面漁業の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに内水面漁業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、内水面漁業の振興に関する施策を総合的に推進するために制定されたものである。

## 第2 法の目的（法第1条関係）

本法は、法が制定された趣旨を明らかにするため、目的規定を置いている。具体的には、①内水面漁業の振興に関する基本理念は法第2条において定められ、②国及び地方公共団体の責務等は法第4条ないし第6条においてそれぞれ明らかにされており、また、③内水面漁業の振興に関する施策の基本となる事項は、法第9条第1項において農林水産大臣が定める基本的な方針により内水面漁業の振興に関する施策を総合的に推進し、内水面のうち原則として公共の用に供する水面を規律する漁業法（昭和24年法律第267号）との適切な役割分担の下で内水面における漁業生産力を発展させ、あわせて内水面漁業の有する食料の供給の機能及び多面的機能の維持・発揮によって、国民生活の安定向上及び自然環境の保全に寄与することを目的としているものである。

## 第3 基本理念と定義（法第2条及び第3条関係）

内水面漁業の振興に関する施策は、内水面漁業が水産物の供給の機能及び多面的機能を有しており、国民生活の安定向上及び自然環境の保全に重要な役割を果たしていることに鑑み、内水面漁業の有する水産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮され、将来にわたって国民がその恵沢を享受することができるようにすることを旨として、講ぜられなければならないこととされた（第2条関係）。

なお、法において、「内水面漁業」は、「内水面における水産動植物の採捕又は養殖の事業」と定義されている。漁業法同様、法においても「内水面」の定義は置かれていないが、法の「内水面」には漁業法第6条第5項第5号の農林水産大臣の指定する湖

沼として漁業法の適用上海面として扱われている琵琶湖、浜名湖等を含め、河川、湖沼、私有水面における養殖池等陸に囲まれる全ての水面が含まれる。

また、「多面的機能」は、「生態系その他の自然環境の保全、集落等の地域社会の維持、文化の伝承、自然体験活動等の学習の場並びに交流及び保養の場の提供等内水面漁業の生産活動が行われることにより生ずる水産物の供給の機能以外の多面にわたる機能」と定義されている（第3条関係）。

#### **第4 国及び地方公共団体の責務と内水面漁業者の努力（法第4条、第5条及び第6条関係）**

法において、国は、法第2条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、内水面漁業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有することとしている（法第4条関係）。

また、地方公共団体は、基本理念にのっとり、内水面漁業の振興に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有することとしている（法第5条関係）。

そして、法は、内水面漁業者の努力についても規定し、内水面漁業者は、内水面における水産資源の回復、内水面における漁場環境の保全等の取組を自ら行うとともに、国又は地方公共団体が実施する内水面漁業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとした。これは、内水面は海面と比べて面積が小さく、有用魚種の資源量も少ないこと等から、内水面漁業の健全な発展のためには、内水面漁業者による水産資源の回復、漁場環境の保全等の取組の重要性が高いことから、規定されたものである（法第6条関係）。

#### **第5 財政上の措置等（法第7条関係）**

国は、内水面漁業の振興に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとされた。なお、税制上の措置や法制上の措置も本条の指す措置に含まれ得るものである。

#### **第6 連携協力体制の整備（法第8条関係）**

国及び地方公共団体は、内水面漁業の振興に関する施策を効果的に実施するため、国、関係地方公共団体、海面及び内水面に係る漁業協同組合やその他の関係者相互間の連携協力体制の整備に努めるものとされた。なお、その他の関係者には、遊漁者のほか、河川、湖沼等を利用する者等が含まれる。

#### **第7 農林水産大臣による基本方針の策定（法第9条関係）**

- 1 農林水産大臣は、次に掲げる事項を内容とする内水面漁業の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めることとしている。
  - (1) 内水面漁業の振興に関する基本的方向
  - (2) 内水面水産資源の回復に関する基本的事項
  - (3) 内水面における漁場環境の再生に関する基本的事項

(4) 内水面漁業の健全な発展に関する基本的事項

(5) その他内水面漁業の振興に関する重要事項

これを受けて、平成26年10月15日に内水面漁業の振興に関する基本的な方針（平成26年農林水産省告示第1432号）が定められたところである。この中で（5）の事項については、国内外におけるウナギの資源管理の推進、法第35条の協議会、法附則第4条の平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故（以下「平成23年原子力事故」という。）による被害等への対策及び法附則第5条の内水面に排出又は放流される水に係る規制の在り方についての事項を定めている。

2 基本方針の策定又は変更にあたっては、同方針の内容が河川管理等の施策及び自然環境の保全等の施策と密接な関係を有するものであることから、農林水産大臣は、あらかじめ、国土交通大臣及び環境大臣に協議し、それらの同意を得なければならないこととしている。

また、基本方針で定める事項は、いずれについても、我が国の水産施策全体の基本的な方向を定めている水産基本法（平成13年法律第89号）第11条第1項の規定に基づく水産基本計画に定める事項と包含関係にあることから、基本方針の策定にあたっては、水産基本計画との調和が保たれなければならないこととした。なお、水産基本計画については、水産基本法第11条第8項の規定により、水産を巡る情勢の変化を勘案した上で、概ね5年ごとにその変更を行うこととされていることとの関係から、水産基本計画の変更と同時期に、変更後の水産基本計画との調和が保たれた基本方針に変更すべきものとの趣旨で、概ね5年ごとに基本方針の見直しを行うこととした。

## 第8 都道府県計画（法第10条関係）

都道府県は、当該都道府県の区域にある内水面について、内水面水産資源の回復に関する施策（法第3章第2節）及び内水面における漁場環境の再生に関する施策（同章第3節）を総合的かつ計画的に実施する必要があると認めるときは、基本方針に即して、これらの施策の実施に関する計画（以下「計画」という。）を定めるよう努めるものとした。

また、計画が定められることにより、当該計画に係る内水面の河川管理行為と不整合が生じる可能性があることや、当該計画の内容が、国土交通省が進める「多自然川づくり」等の施策と重複する部分があること等から、当該計画に係る内水面について河川管理者がある場合にあつては、その策定又は変更にあたり、あらかじめ当該計画に係る河川管理者に協議しなければならないこととされている。

## 第9 内水面漁業の振興に関する施策（法第3章第1節～第4節関係）

### 1 国及び地方公共団体による措置

内水面水産資源の増殖及び養殖の推進等の内水面水産資源の回復に関する施策及び内水面に係る水質の確保等の内水面漁場環境の再生に関する施策の総合的かつ効果的な実施を図るため、国及び地方公共団体は、内水面水産資源の生息の状況及び生息環境その他これら施策の実施に関し必要な事項について調査を行うよう努める

こととした（法第11条関係）。

また、内水面漁業の振興のためには、内水面水産資源の回復に関する施策、内水面漁場環境の再生に関する施策、内水面漁業の健全な発展に関する施策が総合的に推進される必要があることから、国及び地方公共団体は、次に掲げる内水面漁業の振興のための施策について、必要な措置を講ずるよう努めるものとした。

- (1) 内水面水産資源の回復に関する施策
  - ① 内水面水産資源の増殖及び養殖の推進等（法第12条関係）
  - ② 特定外来生物等による被害の防止措置に対する支援等（法第13条関係）
  - ③ 内水面水産資源に係る伝染性疾病の予防等（法第14条関係）
- (2) 内水面における漁場環境の再生に関する施策
  - ① 内水面に係る水質の確保（法第15条関係）
  - ② 内水面に係る水量の確保（法第16条関係）
  - ③ 森林の整備及び保全（法第17条関係）
  - ④ 内水面水産資源の生育に資する施設の整備（法第18条関係）
  - ⑤ 自然との共生及び環境との調和に配慮した河川整備の推進（法第19条関係）
- (3) 内水面漁業の健全な発展に関する施策
  - ① 効率的かつ安定的な内水面漁業の経営の育成（法第20条関係）
  - ② 多面的機能の発揮に資する取組への支援等（法第21条関係）
  - ③ 人材の育成及び確保（法第22条関係）
  - ④ 商品開発の取組等への支援（法第23条関係）
  - ⑤ 回遊魚類の増殖の取組への支援等（法第24条関係）
  - ⑥ 国民の理解と関心の増進（法第25条関係）

## 2 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出（法第3章第5節）

漁業法の規定が適用される水面以外の水面で営まれる養殖業であって、政令で定めるものを営もうとする者は、養殖場ごとに、農林水産大臣の許可を受け（指定養殖業）、又は農林水産大臣へ届け出る（届出養殖業）こととされ、これらに関する規定を法第3章第5節中に規定した。

なお、法第3章第5節の規定及び第5章に規定する罰則規定については、法附則第1条ただし書において、法の施行の日（平成26年6月27日）から起算して1年を超えない範囲内で政令で定める日から施行することとされており、内水面漁業の振興に関する法律の一部の施行期日を定める政令により、平成26年11月1日から施行されることとなった。

このうち届出養殖業に関する規定の運用の方針については、「うなぎ養殖業の届出に関する取扱要領」（平成26年10月16日付け26水推第665号水産庁長官通知）において示すこととし、指定養殖業に関する規定の運用の方針については、法第26条第1項の規定に基づき、指定養殖業が政令で定められた際に示すこととする。

## 第10 協議会（法第35条関係）

- 1 内水面において漁業法第6条第5項に規定する共同漁業の免許を受けた者（以下「共同漁業権者」という。）の申出により、都道府県知事が、当該都道府県、共同漁業権者、河川管理者及び学識経験者等で構成する協議会を設置し、当該共同漁業権に係る内水面における内水面水産資源の回復、内水面における漁場環境の再生その他内水面漁業の振興に関し必要な措置について総合的かつ継続的に協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）の制度を設けた。
- 2 内水面においては、漁業活動及び共同漁業権者による内水面水産資源の増殖の取組のほか、同一の水域で遊漁、ラフティング等のレジャー活動等様々な活動が行われているため、例えば、盛漁期と河川工事の時期についての情報交換や、遊漁とラフティングとの間での水面利用のルール形成に向けた相互理解の促進等の必要性が生じている。そのため、適切な時期に、河川で予定されている工事等についての説明や意見交換、ラフティング業者等水面を利用する者との河川の具体的な利用の調整等を行うことを目的として、様々な内水面の関係者が話し合いをする場を法律上の制度として位置付けることとした。
- 3 そのため、法においては、共同漁業権者が協議会を設置するよう都道府県に申し出ることができることとされたほか、内水面漁業の振興に関する法律施行規則（平成26年農林水産省令第43号）において、協議会の構成員に加えるべき者と協議内容を明らかにして申出を行うこととしたところである。
- 4 申し出を受けた都道府県は、協議が必要であると認めるときは、協議会を設置することができる。
- 5 協議会の構成員は、当該協議会を設置する都道府県、共同漁業権者、当該協議会における協議に係る内水面について河川管理者がある場合には当該河川管理者、当該協議会における協議に係る事項について学識経験を有する者のほか、当該都道府県が必要と認める者とした。

河川管理者を構成員とするのは、河川管理者が河川法（昭和39年法律第167号）に基づき治水、利水、環境の観点から総合的に河川管理をする立場であるため、同法に基づき河川管理者が管理する内水面で生ずる様々な課題を円滑に調整するため、協議会への参加が必要と考えられたためである。また、学識経験を有する者を構成員とするのは、協議内容に係る当事者のほかに、学識経験を有する第三者を協議に加えることにより、一般の河川利用者や内水面に生息する生物等にも配慮した協議を行うことができるようにするためである。

協議会にはこれらのほかにも都道府県が必要と認める者を構成員にできることから、必要に応じ、当該内水面に関係する市町村、水面利用に関係する事業者及び遊漁者等についても構成員とすることが考えられる。
- 6 協議会の制度の運用については、上記のような趣旨及び構成員の考え方等を踏ま

え、内水面漁業の振興とその他の公益との両立を旨に行われるよう特段の御配慮をいただきたい。

なお、本協議会の対象となる内水面漁業に係る問題について、既に市町村等が主催する等により、本協議会と異なる枠組みによる協議の場が設けられている場合には、当該枠組みによる協議の場を引き続き活用していただくことで差し支えないので、御留意願いたい。

また、法第35条が設けられた趣旨を踏まえ、協議会で取り決められた事項について、明らかに公益に反する場合やその後の天災による状況の大きな変化等が認められない限り、漁場計画の樹立や漁業権の免許、漁業調整規則の運用、内水面漁場管理委員会又は海区漁業調整委員会による指示等、漁業法又は水産資源保護法（昭和26年法律第313号）に基づく措置の実施に際して、当該取決めを尊重する必要がある。

## 第11 その他（法附則関係）

### 1 平成23年原子力事故による被害等への対策（法附則第4条）

平成23年原子力事故により被害を受けた地域の内水面漁業の現場においては、川や湖に飛散した放射性物質の影響や風評被害が未だ残り、内水面漁業の活動だけでなく、生態系の保全、釣りや魚食の文化の伝承等の多面的機能の発揮にも支障が生じている。

そこで、国及び地方公共団体は、当分の間、これらの被害を受けた地域における内水面漁業の復興及び再生を推進するため、放射性物質による汚染の除去や拡散の防止等の措置に係る内水面に影響が少ない技術の開発、平成23年原子力事故による放射性物質による汚染の有無又はその状況が明らかになっていないことに起因する漁場の利用への支障及び内水面水産資源の販売の不振への対処の取組に対する支援その他必要な措置を講ずるよう努めることとした。

また、国及び地方公共団体は、当分の間、平成23年原子力事故による災害に伴い講ぜられた内水面水産資源の出荷を停止する措置及び内水面水産資源の採捕の禁止等の措置による遊漁料の収入の低下等により損失を受けた内水面に係る漁業協同組合を支援するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとした。

### 2 内水面に排出又は放流される水に係る規制の在り方の検討（法附則第5条）

内水面に排出される界面活性剤等が水生生物に影響を与えるという指摘があることから、政府は、この法律の施行後速やかに、内水面に排出又は放流される水についての実態を踏まえ、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）等による当該水に係る規制の在り方について、内水面における漁場環境の再生等の観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとした。